

令和 3 年度 地方独立行政法人芦屋中央病院
障がい者就労施設等からの物品等の調達方針

1 趣旨

この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成 24 年法律第 50 号。以下「法」という。）第 9 条第 1 項の規定に基づき、障がい者就労施設等で就労する障がい者等の経済的な基盤を確立し、自立促進に資することを目的として、障がい者就労施設等が供給する物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達の推進を図るための事項を定めるものとする。

2 適用範囲

地方独立行政法人芦屋中央病院内の全ての部署が発注する物品等に適用する。

3 調達の対象となる障がい者就労施設等

調達の対象となる施設は、法第 2 条第 2 項から第 4 項までに規定する次の障がい者就労施設等とする。

- ア) 障害者支援施設
- イ) 地域活動支援センター
- ウ) 生活介護
- エ) 就労移行支援
- オ) 就労継続支援
- カ) 小規模作業所（障害者基本法（昭和 45 年法律第 84 号）第 18 条第 3 項の規定により必要な費用の助成を受けている施設）
- キ) 特例子会社（法施行令（平成 25 年政令第 22 号）第 1 条第 1 号に定める事業所）
- ク) 重度障害者多数雇用事業所（法施行令第 1 条第 2 号に定める事業所）
- ケ) 在宅就業障害者
- コ) 在宅就業支援団体

4 調達物品等

特に分野を定めることなく、調達に努める。

5 調達目標

前年度実績を目標として設定し、それを上回るよう努める。

6 調達推進方法

- (1) 障がい者就労施設等から調達可能な物品や役務を法人内で検討する。
- (2) 障がい者就労施設等からの調達可能な物品、役務等について情報収集を行い、法人内の各部署に対して情報提供を行う。
- (3) 予算の適正な執行に配慮しつつ、地方独立行政法人芦屋中央病院契約規程（平成 27 年病院規程第 21 号）第 20 条第 1 項第 3 号の規定に基づき、障がい者就労施設等との随意契約の活用を検討する。

7 調達方針及び調達実績の公表

- (1) 調達方針を作成したときは、法人ホームページにより公表する。
- (2) 調達実績については、当該年度終了後実績を取りまとめ、公表するものとする。

附 則

本方針は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。